

## 〈要領・様式等〉

### 資料 1 1-1 栃木県火災・災害等即報要領

#### 栃木県火災・災害等即報要領

##### 第1 総則

###### 1 趣旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

###### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

###### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。)には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

###### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信し

た後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部（局）が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部（局）が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

#### (1) 様式

##### ア 火災等即報・・・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

##### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

##### ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

#### (2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

##### ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

##### イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

##### ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のトップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

##### エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部（局）は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 市町又は消防本部（局）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部（局）が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うも

のとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町及び消防本部（局）は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。
- (5) 市町又は消防本部（局）は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部（局）はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。
- (7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。
- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反対象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災
- (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

###### (イ) 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請又は実施したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- (a) 航空機火災
- (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの  
(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの  
(イ) 負傷者が5名以上発生したもの  
(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの  
(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示) •列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

•バスの転落による救急・救助事故

•ハイジャックによる救急・救助事故

•不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

•全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）

について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

#### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの  
イ 市町が災害対策本部を設置したもの  
ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの  
(例示) 台風、豪雨、豪雪  
エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの  
オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

##### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの  
(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの  
(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの  
(ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの  
(エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの  
(イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの  
(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町又は消防本部（局）は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

##### (1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの（ウ）と同じ。

##### (2) 危険物等に係る事故

- ア 第2の1の(2)のイの（ア）、（イ）と同じ  
イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺

- で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
- (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等
- 第2の1の(2)のウと同じ。
- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
- 2 救急・救助事故即報
- 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻撃災害等即報
- 第2の3の(1)、(2)と同じ。
- 4 災害即報
- (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

##### <火災等即報>

- 1 第1号様式（火災）
- (1) 火災種別  
「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況  
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況  
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況  
当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項  
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。
- ア 死者3人以上生じた火災
- (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要
- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予

## 防査察の経過

### (イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

### (ア) 発見及び通報の状況

### (イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 市町及び消防本部（局）の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

### ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

### エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (6) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部（局）名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) ・市町、その他関係機関の活動状況

・避難指示の発令状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）

・被害の要因（人為的なもの）

不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状

況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部（局）から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

##### (ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

##### (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部（局）、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

##### (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

##### (エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

#### (2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

#### ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

#### イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

#### ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

## エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合はその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

## 附 則

この要領は、平成 2 年 5 月 1 5 日から施行する。

この要領は、平成 7 年 1 月 1 7 日から施行する。

この要領は、平成 8 年 5 月 1 5 日から施行する。

この要領は、平成 1 2 年 2 月 1 5 日から施行する。

この要領は、平成 1 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 5 年 6 月 2 7 日から施行する。

この要領は、平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

この要領は、平成 1 6 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

この要領は、平成 1 9 年 3 月 3 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 0 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 0 年 9 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 2 1 年 3 月 2 3 日から施行する。

この要領は、平成 2 2 年 3 月 2 9 日から施行する。

この要領は、平成 2 4 年 3 月 3 0 日から施行する。

この要領は、平成 2 4 年 5 月 3 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 元年 6 月 1 4 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 5 月 1 2 日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	危機管理防災局 管理課及び 消防防災課	防災行政 ネットワーク	電話	500-2136
				FAX	500-2146
			N T T回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
消防 庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時30分)	応急 対策室	N T T回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49013
				FAX	発信特番-048-500-90- 49033
	勤務時間外	宿直室	N T T回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49102
				FAX	発信特番-048-500-90- 49036

## 第1号様式(火災)

第一報

送付先: 栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 終日 ⇒ NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146 <small>第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)</small>		報告日時	年月日時分
		市町 (消防本部名)	
(月日時 分現在)		報告者名	(TEL)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所	栃木県防災情報マップ (英字)(数字)		
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用 途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重 症 中等症 軽 症	人 人 人 人	死者の生じた 理 由
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
焼損程度	焼損 棟数 全 半 部 分 焼 焼 焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟 棟 } 計 棟	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> ha
り災世帯数		世帯	気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他の(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第2号様式（特定の事故）

第一報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 終日 ⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146 <small>第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)</small>		報告日時	年月日時分
		市町 (消防本部名)	
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故	報告者名	(TEL )
( 月 日 時 分現在)			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )		
発生場所			
事業所名			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分
消防覚知方法		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ( )	物質名	
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )		
施設の概要		危険物施設 の区分	
事故の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 重 症 中等症 輕 症	人 (人) 人 (人) 人 (人) 人 (人)
消防防災 活動状況 及 び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関 事 業 所 自衛防災組織 共同防災組織 その他の 消防本部 (署) 消防団 消防防災ヘリコプター 海上保安庁 自衛隊 その他	出場人員 人 人 人 台人 台人 機人 人 人 人
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第一報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 終日 ⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146 ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL028-623-2136)		報告日時	年 月 日 時 分
		市町 (消防本部名)	
		報告者名	(TEL )

( 月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)  計 人  不明	負傷者等  人  人	人 ( 人 )  重 症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 輕 症 人 ( 人 )
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第一報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 終日 ⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146		報告日時	年月日時分
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所			発生日時				月 日 時 分	
被害の状況	死傷者 うち 災害関連死者 不明	人	重傷	人	全壊	棟	床上浸水	棟	
		人	半壊	棟	床下浸水	棟			
		人	軽傷	人	一部損壊	棟	未分類	棟	
119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況								
	その他市町が講じた応急対策								

## 《危機管理課・消防防災課確認事項》

1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。

2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。

3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。

4 住民の避難の状況について確認する。（緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはつきりさせること。）

5 道路、崖崩れの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146								
市町名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

## 4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146			送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課（NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136） ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】							
市町名 (消防本部名)			区分		被害	区分		被害	災害対策本部等の設置状況	県 市 町	団体
報告者名			田	流出・埋没 冠水	ha		公立文教施設 農林水産業施設	千円 千円			
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	烟	流出・埋没 冠水	ha		公共土木施設 その他の公共施設	千円 千円				
			学校	箇所		小計	千円				
		病院	箇所		公共施設被害市町数	団体					
		道路	箇所		農業被害	千円					
		橋りょう	箇所		林業被害	千円					
		河川	箇所		畜産被害	千円					
		砂防	箇所		水産被害	千円					
		清掃施設	箇所		商工被害	千円					
人的被害	区分		被害		被害総額	千円		119 番通報件数	件		
	その他の	死者	人		災害の概況	応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること)			
		うち災害関連死者	人								
		行方不明者	人								
		負傷者	重傷	人							
			軽傷	人							
		世帯									
		人									
		棟									
		半壊									
		世帯									
		人									
		棟									
		一部破損									
		世帯									
		人									
		棟									
		床上浸水									
世帯											
人											
棟											
床下浸水											
世帯											
人											
非住家 <sup>1</sup>	公共建物	棟					自衛隊の災害派遣	その他			
	その他	棟									

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。

※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料 11-2 事前措置通知書

第 号

事 前 措 置 通 知 書

住 所  
氏 名

貴所有の施設、物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

年 月 日

市 長 名

設備又は物件の名称	数 量	措 置 の 方 法	備 考

資料 11-3 災害応急食糧配給承認申請書

年 月 日

栃木県知事 殿

佐野市長 

災害応急食糧配給承認申請書

次のとおり災害救助のため主要食糧の応急配給が必要なので、承認くださるよう申請します。

(1) 応急配給を必要とする理由

(2) 応急配給を必要とする被災者数

(3) 応急配給実施期間 年 月 日 食から  
年 月 日 食まで

計 食分

(4) 品目別数量

(5) 応急配給の方法

(6) その他

資料 11-4 政府物品引渡要請書

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

佐野市長

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注) 備考欄に担当者指名、連絡先等を記載する。

## 資料11-5 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

### 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

制定平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知  
最終改正令和5年11月30日付け5農産第3195号農産局長通知

#### 第4章政府所有米穀の販売

##### I 通常時の販売

###### 第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

###### 1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

###### 2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結するものとする。

## 資料 1 1-6 佐野市水防協力団体指定要領

### 1. 趣旨

佐野市では、消防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない消防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水防防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防団及び水防を担う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

### 2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるもの有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

### 3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒  
その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する河川巡視、広報活動、水防に関する情報の収集  
及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲  
げる業務に附帯する業務

### 4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、佐野市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（佐野市長）（佐野市行政経営部危機管理課）に「佐野市水防協力団体指定申請書」（資料 1 1-7）に「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 1 1-8）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

### 5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- (1) 水防管理者（佐野市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「佐野市水防協力団体指定書」（資料 1 1-9）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

### 6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 資料 11-7 佐野市水防協力団体指定申請書

佐野市水防協力団体指定申請書

年　　月　　日

佐野市水防管理者

佐野市長　　様

住　　所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

水防法第36条第1項及び佐野市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、佐野市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料11-8）を添えて申請します。

## 資料 11-8 水防協力団体協力活動業務計画書

### 水防協力団体協力活動業務計画書

下記の佐野市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒  
その他の水防活動への協力（指定要領 3-(1) 関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 灾害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3-(2) 関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[ ]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する河川巡視、広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3-(3) 関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3-(4) 関係）

- 1 市が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3-(5) 関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3-(6) 関係）

- 1 水防関係機関が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[ ]

## 資料 11-9 佐野市水防協力団体指定書

佐野市水防協力団体指定書

年　　月　　日

住　　所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名　　様

佐野市水防管理者

佐野市長

水防法第36条第1項及び佐野市水防協力団体指定要領第5の規定に基づき、貴団体を佐野市水防協力団体に指定します。

## 資料 11-10 佐野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

### 佐野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

#### 1. 趣旨

佐野市における水防活動は、佐野市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

#### 2. 消防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び佐野市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団又は水防を行う消防機関等による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

#### 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「佐野市水防協力団体協力活動報告書」（資料 11-11）を提出させることができる。

#### 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、佐野市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

#### 5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 11-11 佐野市水防協力団体協力活動報告書

佐野市水防協力団体協力活動報告書

年　　月　　日

佐野市水防管理者

佐野市長 様

住　　所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、佐野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領第3の規定に基づき提出します。

## 資料 11-12 公用負担命令権限証等

### 公用負担命令権限証

第 号

#### 公用負担命令権限証

職名  
氏名

上記の者に本市区域内における水防法第28条の権限行使を委任したることを証明する。

令和 年 月 日

水防管理者  
佐野市長

(印)

### 公用負担命令票

第 号

#### 公用負担命令票

住 所  
負担者氏名

水防法第28条の規定により、下記の物件を収用（使用又は処分）する。

記

物 件	数 量	負 担 内 容 ( 使用・収用・処分 )	期 間	摘 要

令和 年 月 日

水防管理者 佐野市長

(印)

事務取扱者 職 名

(印)

## 資料 11-13 水防活動実施報告書

## 水防活動実施報告書

平成 年 月 日  
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工法								
水防の結果	堤防 効果 被害	m m	田 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	畠 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

# 被 害 状 況

年 月 日 時まで  
令和 年 月 日 時まで

中 間  
確 定 報 告

市町村名

作成者氏名

## 1 住家、非住家、田畠、耕地、道路の被害

被害種別  
被害数量

人の被害	罹 災 者 数	
	死 者 数	
	生 死 不 明	
	重 傷 数	
軽 傷 数		

畜 損 害 見 積 額 (円)

住家の被害	全 壊 戸 数	
	半 壊 戸 数	
	一部破損 戸 数	
	流 失 戸 数	
浸 水 床 上 戸 数		

住家の被害	半 壊 人 員 数	
	一部破損 人 員 数	
	流 失 人 員 数	
	浸 水 床 下 戸 数	
計 戸 数		

非住家の被害	損害見積額(円)	
	全 壊 棟 数	
	半 壊 棟 数	
	一部破損 棟 数	
流 失 棟 数		

非住家の被害	浸 水 床 上 棟 数	
	浸 水 床 下 棟 数	
	計 棟 数	
	損害見積額(円)	

農地の被害	全 壊 棟 数	
	半 壊 棟 数	
	一部破損 棟 数	
	流 失 棟 数	
浸 水 床 上 棟 数		

農地の被害	浸 水 床 下 棟 数	
	計 棟 数	
	損害見積額(円)	
	損害見積額(円)	

耕地の被害	田 冠 水 (h a)	
	田 冠 水 (h a)	
	田 流 失 (h a)	
	田 埋 没 (h a)	
田 その他の(h a)		

耕地の被害	田 その他の(h a)	
	田 損害見積額(円)	
	畠 面 積 (h a)	
	畠 損害見積額(円)	

公共施設の被害	面 積 (h a)	
	面 積 (h a)	
	面 積 (h a)	
	面 積 (h a)	
公共施設の被害 (円)		

道路の被害	国 冠 水 箇 所 数	
	国 冠 水 延 長 (m)	
	县 流失 箇 所 数	
	县 流失 延 長 (m)	
道 决壊 箇 所 数		

道路の被害	道 决壊 延 長 (m)	
	道 埋没 箇 所 数	
	道 埋没 延 長 (m)	
	道 計 損害見積額(円)	
市 冠水 箇 所 数		

道路の被害	市 冠水 延 長 (m)	
	市 流失 箇 所 数	
	市 流失 延 長 (m)	
	市 决壊 箇 所 数	
町 决壊 延 長 (m)		

道路の被害	村 决壊 延 長 (m)	
	村 埋没 箇 所 数	
	村 埋没 延 長 (m)	
	村 計 損害見積額(円)	

## 2 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害種別  
被害数量

橋梁の被害	橋 箇 所 数	
	橋 流失 延長 (m)	
	橋 落下 箇 所 数	
	橋 撤去 延長 (m)	
橋 その他 延長 (m)		

市 計 損害見積額(円)

市町村道の被害	市 流失 箇 所 数	
	市 落下 箇 所 数	
	市 撤去 延長 (m)	
	市 その他 延長 (m)	
市 計 損害見積額(円)		

村 計 損害見積額(円)

村道の被害	村 流失 箇 所 数	
	村 計 延長 (m)	
	村 その他 延長 (m)	
	村 計 損害見積額(円)	

道 計 損害見積額(円)

道の被害	道 流失 箇 所 数	
	道 計 延長 (m)	
	道 その他 延長 (m)	
	道 計 損害見積額(円)	

備考

- 1 住家、非住家の全壊には埋没による全壊も含み、半壊、一部破損の場合もこれに準ずるものとする。
- 2 住家、非住家の損害額については、建物内にある家財道具荷品、機械器具等の一切の動産の被害額。
- 3 農地の被害中「その他の欄」には田畠に取りおきたる作物又は風害による損害減収見込数量を記入すること。
- 4 荒廃林地とは風雨により山の土砂が崩壊し荒廃した山林のことであり、林道には搬出路を含む。
- 5 林産物の損害見込額には、木材、薪炭その他林産物の被害を含むものとする。
- 6 全壊とは、補修をしても使用に堪えない程度のもの、半壊とは、補修（小修繕を除く）による再使用に堪えうる程度のもの。一部破損とは部分的小修繕により使用に堪えうる程度のものをいうこと。
- 7 損害見積額の査定は基準による。住家、非住家は新築一年以内及び建築中のものは建築費をもって価格とし、その他は現在建物として売買することのできる一般市価を基準とする。
- 8 耕地の被害の公共施設とは、農道、水路、護岸堤防、水梁、墜道井、樋、溜池、橋梁等をいう。